

市第 57 号議案

横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例 の制定について

1 制定の趣旨

横浜市が設置する自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の適正な管理運営を図ることを目的に、市長の附属機関として横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会を設置します。

2 協議会概要

(1) 設置目的

市営自転車駐車場は、横浜市域を東西南北の 4 区域に分け、1 区域につき約 50 箇所の自転車駐車場の管理運営業務を委託しています。

区域ごとに多くの自転車駐車場の管理運営を一元的に行う内容となっており、専門的な技術又は経験を必要としていることから、平成 21 年度契約から公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定しています。運営が良好な場合は、最大 2 回、3 年間の契約の更新を可能としていることから、3 年おきに選定を行っています。

平成 27 年度は、選定を行う年度ですので、その手続きの見直しを行い、外部の委員で構成された評価委員会を設置することで、選定過程の透明性を高めます。

(2) 所掌事務

以下に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。

ア 自転車駐車場の管理運営に関する業務を委託する者の候補者の選考に関する
こと。

イ 自転車駐車場の管理運営に関する業務を委託している者の評価に関する
こと。

ウ その他自転車駐車場の管理運営に関し市長が必要と認める事項

(3) 委員構成

学識経験者、弁護士、中小企業診断士等 5 名以内

(4) 委員任期

3 年

(5) 施行予定日

平成 26 年 10 月 1 日